

条例案の概要

(美濃加茂市議会第1回定例会資料)

令和2年2月26日

議案	番号	議 案 名	ページ
議第	1号	美濃加茂市私債権の遅延損害金徴収条例について	1
議第	2号	美濃加茂市私債権の遅延損害金徴収条例の施行に伴う関係	
		条例の整備に関する条例について	4
議第	3号	美濃加茂市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する	
		条例について	6
議第	4号	美濃加茂市監査委員条例の一部を改正する条例について	7
議第	5号	美濃加茂市総合運動場条例の一部を改正する条例について	8
議第	6 号	美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関す	
		る条例の一部を改正する条例について	9
議第	7号	美濃加茂市印鑑条例の一部を改正する条例について	1 0
議第	8号	美濃加茂市体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改	
		正する条例について	1 1
議第	9号	美濃加茂市営住宅の設置及び管理に関する条例及び美濃加	
		茂市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改	
		正する条例について	1 2
議第1	0号	美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例につい	
		7	1 4
議第1	1号	美濃加茂市特定用途制限地域における建築物等の用途の制	
		限に関する条例の一部を改正する条例について	1 6
議第1	2号	美濃加茂市民の歯と口腔の健康づくり条例の一部を改正す	
		る条例について	1 8
議第1	3号	美濃加茂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関す	
		る条例の一部を改正する条例について	1 9
議第1	4号	美濃加茂市健康診査等手数料条例の一部を改正する条例に	
		ついて	2.2

[議第1号]

美濃加茂市私債権の遅延損害金徴収条例について

【議案書:1頁】

◎ 制定の趣旨

〇 法改正情報

公布された法令	民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号)
条例制定に影響	令和2年4月1日
する施行日	
改正された法律	民法(明治29年法律第89号)
条例制定に影響	第404条、第419条
する条	

〇 条例制定趣旨

民法が改正され、法定利率が改正されます。法定利率は、私債権に係る収入 金の遅延損害金について、当事者が遅延損害利率を定めていなかった場合に も適用されます。今回の民法改正に合わせ、遅延損害金について、原則法定利 率を乗じて計算した金額で徴収することについて規定するため、新たに条例 を制定するものです。

◎ 条例の概要

私債権に係る収入金の遅延損害金について、現在は延滞金と同じ率で徴収することについて定めている債権、一方で遅延損害金の徴収について定めていない債権があるなど、対応に差がある状況です。現在の市場金利に合わせるために法定利率を引き下げる民法改正に合わせ、公平、公正な徴収のため、遅延損害金について原則法定利率を乗じて計算した額で徴収することについて定めるものです。

◎ 条例の構成

- ○趣旨(第1条関係)
- ○遅延損害金の徴収(第2条関係)
- ○減免(第3条関係)
- ○端数計算(第4条関係)
- ○委任(第5条関係)

◎ 施行期日等(附則)

- この条例は、令和2年4月1日から施行します。
- 第2条及び第4条の規定は、この条例の施行の日以後に発生する私債権

収入金から適用し、同日前に発生した私債権収入金については、なお従前の例によります。

条項	内容	ページ
第1条(趣旨)	〔概 要〕	1
	条例の趣旨を規定するものです。	
	〔内容〕	
	市の私債権(美濃加茂市債権管理条例(平成28年美濃加茂市条	
	例第2号)第2条第5号に規定する私債権をいう。)に基づく歳入(以	
	下「私債権収入金」という。) の遅延損害金の徴収について必要な事	
	項を条例で定めます。	
第2条(遅延	〔概 要〕	1
損害金の徴	遅延損害金の利率等の計算方法を規定するものです。	
収)	〔内容〕	
	○ 私債権収入金を納期限までに納付しない者に対して、その納期	
	限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、納期限の翌日に	
	おける民法第404条の規定による法定利率を乗じて計算した金	
	額に相当する遅延損害金を加算して徴収します。	
	○ 年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、36	
	5日当たりの割合で計算します。	
	○ 遅延損害金について約定がある場合は、約定で定めた割合で計	
	算します。	
第3条(減免)	〔概 要〕	1
	遅延損害金の減免について規定するものです。	
	〔内容〕	
	私債権収入金を納期限までに納付しなかったことについて、やむ	
	を得ない理由があると認めるときは、遅延損害金を減免することが	
	できることとします。	
第4条(端数	〔概 要〕	1
計算)	遅延損害金を計算する場合に、端数がある場合の計算方法を規定	
	するものです。	
	〔内容〕	
	端数がある場合の計算方法は、税や料等の延滞金の計算方法と同	
	じとします。	

	○ 計算の基礎となる納付すべき金額に1,000円未満の端数が		
	あるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その		
	端数又は全額を切り捨てます。		
	○ 遅延損害金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又は		
	その全額が1,000円未満であるときは、その端数又はその全		
	額を切り捨てます。		
第5条(委任)	〔概 要〕	2	
	規則への委任について規定するものです。		
	〔内容〕		
	条例の施行の際に、必要な事項は市長が別に定めるものとします。		
附則第1項	〔概 要〕	2	
(施行期日)	条例の施行期日を規定するものです。		
	〔内容〕		
	この条例は、令和2年4月1日から施行します。		
附則第2項	〔概 要〕	2	
(経過措置)	条例の施行に当たり経過措置を規定するものです。		
	〔内 容〕		
	第2条及び第4条の規定は、この条例の施行の日以後に発生する		
	私債権収入金から適用し、同日前に発生した私債権収入金について		
	は、なお従前の例によるものとします。		

[議第2号]

美濃加茂市私債権の遅延損害金徴収条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

【議案書:3頁】

◎ 改正の概要

美濃加茂市私債権の遅延損害金徴収条例の施行(予定)により、私債権にかかる収入金の遅延損害金について、原則法定利率を乗じて計算した金額で徴収することについて規定されることに伴い、関係する条例を改正するものです。

◎ 改正の主な内容

第1条 美濃加茂市水道事業給水条例の一部改正

美濃加茂市私債権の遅延損害金徴収条例の制定に伴い、督促の規定及び遅延損害金の徴収規定を追加します。併せて字句の整理をするものです。

第2条 美濃加茂市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正

美濃加茂市私債権の遅延損害金徴収条例の制定に伴い、遅延損害金の利率を民法第404条の規定による法定利率とします。併せて字句の整理をするものです。

第3条 美濃加茂市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部改正

美濃加茂市私債権の遅延損害金徴収条例の制定に伴い、遅延損害金の利率を民法第404条の規定による法定利率とします。併せて字句の整理をするものです。

第4条 美濃加茂市保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正

美濃加茂市私債権の遅延損害金徴収条例の制定に伴い、遅延損害金の利率を民法第404条の規定による法定利率とします。併せて字句の整理をするものです。

第5条 美濃加茂市乳幼児一時預かり事業の実施に関する条例の一部改正

美濃加茂市私債権の遅延損害金徴収条例の制定に伴い、遅延損害金の利率を民法第404条の規定による法定利率とします。併せて字句の整理をするものです。

第6条 美濃加茂市病児保育事業の実施に関する条例の一部改正

美濃加茂市私債権の遅延損害金徴収条例の制定に伴い、遅延損害金の利率を民法第404条の規定による法定利率とします。併せて字句の整理をするものです。

第7条 美濃加茂市認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部改正

美濃加茂市私債権の遅延損害金徴収条例の制定に伴い、遅延損害金の利率を民法第404条の規定による法定利率とします。併せて字句の整理をするものです。

第8条 美濃加茂市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正

美濃加茂市私債権の遅延損害金徴収条例の制定に伴い、遅延損害金の利率を民法第404条の規定による法定利率とします。併せて字句の整理をするものです。

◎ 施行期日等(附則)

- この条例は、令和2年4月1日から施行します。
- この条例による改正後の水道料金、市営住宅の家賃、放課後児童健全育成事業の保育料、保育園の保育所等給食費、一時預かり保育料、病児保育事業の利用料、認定こども園の保育所等給食費及び定住促進住宅の家賃(以下「水道料金等」という。)の規定は、施行の日以後に発生する水道料金等から適用し、施行の日の前に発生した水道料金等については、なお従前の例によるものとします。

[議第3号]

美濃加茂市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

【議案書:17頁】

◎ 改正の概要

〇 法改正情報

公布された法令	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の
	利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図
	るための行政手続等における情報通信の技術の利用に
	関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第1
	6号)
条例改正に影響	令和元年12月16日
する施行日	
改正される法令	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法
	律(平成14年法律第151号)
条例改正に影響	題名及び第3条第1項
する条等	

〇 条例改正趣旨

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律により、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の題名が「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改称されたこと及び新規条項が追加され、既存条項が繰り下げられたことにより条例を改正するものです。

◎ 改正の主な内容

○ 法律題名改称に伴う引用法律名の改称(題名関係)

引用する法律名「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」から「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改めるものです。

○ 新規の条追加に伴う条ずれの解消(第6条関係)

新たな条文が追加されたことにより発生した条ずれを解消するために 「第3条第1項」を「第6条第1項」に改めるものです。

◎ 施行期日 (附則)

この条例は、公布の日から施行します。

[議第4号]

美濃加茂市監査委員条例の一部を改正する条例について

【議案書:18頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第54号)
条例改正に影響 する施行日	令和2年4月1日
改正される法令	地方自治法(昭和22年法律第67号)
条例改正に影響 する条等	第243条の2第3項

○ 条例改正趣旨

地方公共団体等における適正な事務処理等の確保並びに組織及び運営の合理化を図るため、内部統制に関する方針の策定等、監査制度の充実強化、地方公共団体等の損害賠償責任の見直し等を行うために地方自治法が一部改正され、新たに条項が追加され、既存条項が繰り下げられたことにより条例を改正するものです。

◎ 改正の主な内容

○ 新規の条追加に伴う条ずれの解消(第3条関係)

新たな条文が追加されたことにより発生した条ずれを解消するために「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」に改めるものです。

◎ 施行期日 (附則)

[議第5号]

美濃加茂市総合運動場条例の一部を改正する条例について

【議案書:19頁】

◎ 改正の概要

グラウンドのナイター施設の利用期間を変更するため、条例を改正するものです。

◎ 改正の主な内容

○ ナイター利用期間の変更(第5条関係(別表))

ナイター利用の期間をこれまで5月から10月までの利用としていたと ころを以下のとおり変更します。

区分	改正前	改正後	
美濃加茂市東総合運動場 グラウンド		г п д ,	4 日 よ、さ
美濃加茂市西総合運動場	グラウンド	5月から 10月まで	4月から 翌年3月まで
美濃加茂市下米田グラウンド	グラウンド	10月まで 	三笠平3月まで
美濃加茂市前平総合運動場	グラウンド	5月から	4月から
		10月まで	10月まで

◎ 施行期日(附則)

[議第6号]

美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改 正する条例について

【議案書:21頁】

◎ 改正の概要

保健衛生事業に伴う医師等の診療報酬及び手当の額の改訂に伴い学校医等の手当等の額を変更するため、条例を改正するものです。

◎ 改正の主な内容

○ 手当額の改正(第2条関係(別表))

健診時において加算する1人当たりの金額を167円から168円に改めます。

◎ 施行期日 (附則)

[議第7号]

美濃加茂市印鑑条例の一部を改正する条例について

【議案書:23頁】

◎ 改正の概要

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)が令和元年6月14日に公布され、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずることとされました。

そこで、法の趣旨に鑑み、美濃加茂市印鑑条例についても、これまで成年被後見人ということのみで印鑑の登録ができませんでしたが、これからは申請の際に意思能力を有するかどうかを個別に審査し、受け付けるか決定することとするものです。

また、印鑑登録証明書の交付申請の際、印鑑登録証の添付を省略できる特例を設けるものです。

◎ 改正の主な内容

○ 欠格条項の改正(第2条関係)

印鑑の登録ができない者として、「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改めるものです。

○ 印鑑登録証書の交付申請における特例の追加(第10条関係)

印鑑登録証を持参していない印鑑登録者が自ら交付申請した場合で、官公署の発行した写真が貼付されている身分証明書等での本人確認と本人の意思であることの確認ができたときは、印鑑登録証の添付を省略し、印鑑登録証明書を交付できる特例を追加するものです。

◎ 施行期日(附則)

[議第8号]

美濃加茂市体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書:26頁】

◎ 改正の概要

中央体育館のトレーニングルームは、維持経費の増加や機器の老朽化のため、継続していくには、大幅な利用料の値上げが必至です。しかし、利用者は、継続運営を望みながらも大幅な値上げにならないように求めています。それらの課題に対応するため、トレーニングルームを、ジム運営を専門としている民間事業者に貸し、フィットネス事業を運営してもらうことを考えており、そのためには、現行のトレーニングルームを閉鎖する必要があるため、条例を改正するものです。

◎ 改正の主な内容

○ トレーニングルームの廃止(別表関係)

トレーニングルームを令和2年3月で閉鎖するため、別表から次の項目 を削ります。

区分	使用単位	使用料金
トレーーンガルール	1回	200円
トレーニングルーム	回数券(11回分)	2,000円

◎ 施行期日等(附則)

- この条例は、令和2年4月1日から施行します。
- 回数券の販売を終了した後、未使用の回数券について使用料金の還付請求を受けた場合は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り、当該未使用の回数券に係る使用料金相当額を還付します。

[議第9号]

美濃加茂市営住宅の設置及び管理に関する条例及び美濃加茂市定住促進住 宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書:28頁】

◎ 改正の概要

〇 法改正情報

公布された法令	民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号)
条例改正に影響	令和2年4月1日
する施行日	
改正される法律	民法(明治29年法律第89号)
条例改正に影響	民法第465条の2
する条	

〇 条例改正趣旨

民法の一部を改正する法律の施行により、民法が令和2年4月1日に改正され、連帯保証人の負担する債務の極度額の設定が必要となることに伴い、関係する条例を改正するものです。

また、身寄りのない単身高齢者の増加などにより、公営住宅への入居に際して連帯保証人の確保が困難になることが懸念されることから、連帯保証人に関する規定を緩和し、地域の実情等を総合的に勘案した対応を求める国の通知を受け、連帯保証人の人数を変更します。

◎ 改正の主な内容

第1条 美濃加茂市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正

- **連帯保証人の数の変更(第11条関係)** 連帯保証人の人数を2人から1人に変更します。
- **極度額の設定(第11条の2(新規)関係)** 連帯保証人の保証内容を明記し、極度額(保証上限額)を入居当初家賃 の24ヶ月分とします。

第2条 美濃加茂市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正

- **連帯保証人の数の変更(第8条関係)** 連帯保証人の人数を2人から1人に変更します。
- 極度額の設定(第8条の2(新規)関係)

連帯保証人の保証内容を明記し、極度額(保証上限額)を入居当初家賃 の24ヶ月分とします。

(極度額の設定根拠)

明渡し強制執行経費の平均は50.7万円、当市の市営住宅入居者の家賃の平均は2.2万円であるため、極度額として当初家賃の24ヶ月分が相当と考えます。

また、都道府県及び政令指定都市に対する調査結果において、家賃滯納開始から強制執行までの期間の平均は16.7ヶ月であることからも、原状回復費用、損害賠償費用等を見込み、24ヶ月分が相当と考えます。

◎ 施行期日等(附則)

- この条例は、令和2年4月1日から施行します。
- この条例による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に締結 した契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の 例によります。

[議第10号]

美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

【議案書:31頁】

◎ 改正の概要

〇 法改正情報

公布された法令	国民健康保険法施行令の一部を改正する政令(令和2		
	年政令第18号)		
条例改正に影響	令和2年4月1日		
する施行日			
改正された法令	国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)		
条例改正に影響	第29条の3、第29条の4の3及び第29条の7		
する条			

〇 条例改正趣旨

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第18号)が令和2年1月29日に公布され、国民健康保険料の賦課限度額を引き上げるとともに、国民健康保険料の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することに伴い、条例を改正するものです。

◎ 改正の主な内容

○ 賦課限度額の引き上げ(第20条、第26条及び第32条関係)

国民健康保険の保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を61万円から63万円に引き上げます。

介護納付金賦課額に係る賦課限度額を現行の16万円から17万円に引き上げます。

所得の高い世帯の負担が増え、中間所得層の世帯の負担が減ることになります。

○ 軽減判定所得基準(第32条関係)

低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を28万円から28万5千円に、2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を51万円から52万円に引き上げます。

軽減に該当する世帯が増えるため、所得の低い世帯の負担が減ることになります。

◎ 施行期日等 (附則)

- この条例は、令和2年4月1日から施行します。
- 経過措置として、この条例による改正後の規定は、令和2年度以降の保険料から適用し、令和元年度までの保険料は従前の例によるものとします。

[議第11号]

美濃加茂市特定用途制限地域における建築物等の用途の制限に関する条例の 一部を改正する条例について

【議案書:35頁】

◎ 改正の概要

当地域は、工場や店舗等の建築を制限する特定用途制限地域に指定(都市計画決定)し、平成17年の指定から良好な景観や自然環境が保全されてきましたが、高齢化や人口の流出などにより荒廃地が増加し、新たな課題も発生しています。

当地域は、東海環状自動車道のインターチェンジに隣接しており、物流面などで事業適地であるとの地域特性を活かし、雇用の拡大、定住促進及び地域経済の活性化のための施策を断続的に実施していくため、建築の制限を緩和(都市計画決定を見直し)するに当たり、付随する当条例を改正するものです。

◎ 改正の主な内容

○ 建築物の制限緩和(第4条(別表第1)及び第7条関係)

次の都市計画決定した内容から一部を削除し、建築制限を緩和する都市計画決定(変更)をするに当たり、これに付随する条文を削ります。

建築できない建築物の概要

- 1. 危険性や環境を悪化させるおそれのある一定規模以上の工場、貯蔵施設 など この表から削除し、建築可能とする
- 2. 一定規模(1,500㎡)を超える店舗、事務所など

この表から削除し、建築可能とする

- 3. ホテル、旅館
- 4. 遊戯施設(ボーリング場、カラオケボックス、劇場、映画館など)
- 5. 風俗施設(性風俗店、ぱちんこ屋、マージャン屋など)
- 6. 倉庫業を営む倉庫 この表から削除し、建築可能とする
- 7. 畜舎 (床面積が15㎡を超えるもの)
- 工作物の制限撤廃(題名、第1条、第3条、第6条、第9条、第11条及 び第15条関係)

工場等の建築制限を緩和するのに合わせて、鉱物、コンクリート等の粉砕で原動機を使用する工作物等の制限も、緩和することから、該当条文を削ります。

これにより本条例による制限は建築物のみに対するものとなるため、条

例中等の「建築物等」を「建築物」に改めます。

○ 建築審議会委員の任期の見直し(第10条関係)

美濃加茂市特定用途制限地域建築審議会では、この条例に定める制限の 適用の除外を受けようとする建築物について審議しますが、該当する事例 が定期的に無いことから、事例が発生した際に任用する方式に変更します。

◎ 施行期日 (附則)

[議第12号]

美濃加茂市民の歯と口腔の健康づくり条例の一部を改正する条例について

【議案書:40頁】

◎ 改正の概要

条例制定時からの社会情勢の変化等を踏まえ、より一層の歯科口腔保健・医療の充実を図り、生涯を通じた歯と口腔に関するさまざまな課題に対応するため、条例を改正するものです。

◎ 改正の主な内容

○ 目的の見直し(第1条関係)

歯と口腔の健康づくりは、心身の健康や、健康寿命の延伸に重要な役割を 果たしていることから、生涯にわたる市民の健康に寄与することを目的とす る旨を規定するものです。

○ 定義の追加(第2条関係)

条例で定義する用語を追加するものです。

○ 市及び各関係者の責務の追加(第4~8条関係)

市、市民及び各関係者の責務を追加及び新たに規定し、行政(市)だけでなく、市全体で、歯と口腔の健康づくりに取り組んでいくことを規定するものです。

○ 基本的施策の整理・追加(第9条関係)

妊娠期から、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期までの、ライフステージ ごとの取組や新たに課題に対する基本的な施策について追加及び新たに規 定するものです。

また、各取組において各関係者が連携を図ることを新たに規定するものです。

◎ 施行期日 (附則)

[議第13号]

美濃加茂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改 正する条例について

【議案書:46頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の
	利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図
	るための行政手続等における情報通信の技術の利用に
	関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第
	1 6 号)
条例改正に影響	令和2年6月1日
する施行日	
改正される法令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の
	利用等に関する法律(平成25年法律第27号)
条例改正に影響	第4条
する条	

〇 条例改正趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律(平成25年法律第27号)により個人番号を利用できる業務が定め られています。これに加え個人番号を利用できる事務を条例で定めること により、法定事務以外でも個人番号の利用ができるようになります。

そこで、法改正により条例で定める必要がなくなった業務等の整備を行い、併せて字句の整理等のため、条例を改正するものです。

◎ 改正の主な内容

○ 個人番号の利用範囲についての整備(別表第2 第4条関係)

法律別表第二の主務省令で定める事務に規定された業務について、条例 と法律が重複をしないように別表第2の一部を改正するものです。

削除される特定個人情報	項番号	削除により影響のある事務
生活保護関係情報	2	予防接種法による予防接種の実施、給
		付の支給又は実費の徴収に関する事務
		であって規則で定めるもの
	7	国民健康保険法による保険給付の支給
		又は保険料の徴収に関する事務であっ
		て規則で定めるもの

	I	I
中国残留邦人等支援給付	2	予防接種法による予防接種の実施、給
等関係情報		付の支給又は実費の徴収に関する事務
		であって規則で定めるもの
	7	国民健康保険法による保険給付の支給
		又は保険料の徴収に関する事務であっ
		て規則で定めるもの
	1 8	介護保険法による保険給付の支給、地
		域支援事業の実施又は保険料の徴収に
		関する事務であって規則で定めるもの
地方税関係情報	3	身体障害者福祉法による障害福祉サー
		ビス、障害者支援施設等への入所等の
		措置又は費用の徴収に関する事務であ
		って規則で定めるもの
	6	公営住宅法による公営住宅の管理に関
		する事務であって規則で定めるもの
	7	国民健康保険法による保険給付の支給
		又は保険料の徴収に関する事務であっ
		て規則で定めるもの
	9	知的障害者福祉法による障害福祉サー
		ビス、障害者支援施設等への入所等の
		措置又は費用の徴収に関する事務であ
		って規則で定めるもの
	1 0	児童扶養手当法による児童扶養手当の
		支給に関する事務であって規則で定め
		るもの
	1 1	老人福祉法による福祉の措置又は費用
		の徴収に関する事務であって規則で定
		めるもの
	1 3	特別児童扶養手当等の支給に関する法
		律による特別児童扶養手当の支給に関
		する事務であって規則で定めるもの
	1 4	特別児童扶養手当等の支給に関する法
		律による障害児福祉手当若しくは特別
		障害者手当又は国民年金法等一部改正
		法による福祉手当の支給に関する事務
		であって規則で定めるもの
		1/10/14 1/2 / 0 0 /

		A -# / P PA NE
	1 8	介護保険法による保険給付の支給、地
		域支援事業の実施又は保険料の徴収に
		関する事務であって規則で定めるもの
	2 0	障害者の日常生活及び社会生活を総合
		的に支援するための法律による自立支
		援給付の支給又は地域生活支援事業の
		実施に関する事務であって規則で定め
		るもの
介護保険給付等関係情報	7	国民健康保険法による保険給付の支給
		又は保険料の徴収に関する事務であっ
		て規則で定めるもの
	1 7	中国残留邦人等支援給付等の支給に関
		する事務であって規則で定めるもの
	2 0	障害者の日常生活及び社会生活を総合
		的に支援するための法律による自立支
		援給付の支給又は地域生活支援事業の
		実施に関する事務であって規則で定め
		るもの
障害児通所支援に関する	2 0	障害者の日常生活及び社会生活を総合
情報		的に支援するための法律による自立支
		援給付の支給又は地域生活支援事業の
		実施に関する事務であって規則で定め
		るもの

◎ 施行期日(附則)

この条例は、令和2年6月1日から施行します。ただし、別表第1についての改正は令和2年4月1日から施行します。

[議第14号]

美濃加茂市健康診査等手数料条例の一部を改正する条例について

【議案書:57頁】

◎ 改正の概要

令和2年度から新たに「30代健診」を実施するに当たり、手数料を徴収することから条例を改正するものです。

◎ 改正の主な内容

○ 健診項目の追加(第3条関係(別表))

別表の健康診査等の項目に「30代健診」を加えます。

【参考】別表(第3条関係)

	The state of the s				
区分	健康診査等の項目	手数料の額			
第2条第1号の健	がん検診	規則で定める細目ごとに、1,0			
康増進事業		00円の範囲内において規則で			
		定める額			
	骨粗しょう症検診	1,000円の範囲内において規			
	肝炎ウイルス検診	則で定める額			
	歯周疾患検診				
第2条第2号の特	特定健康診査				
定健康診査					
第2条第3号の市	前立腺がん検診				
が実施する健康診	30代健診				
査及び検診					

◎ 施行期日 (附則)